

建設環境常任委員会会議記録（概要）

平成29年12月7日（木）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（環境クリーン部所管部分）

西沢委員

議案第116号当委員会所管部分：環境クリーン部所管のうち04みどり推進費の審査に先立ち、現地調査をお願いしたい。

入沢委員長

審査に先立ち、議案第116号当委員会所管部分：環境クリーン部所管のうち04みどり推進費に関して現地調査を行うことでよろしいか。

（委員了承）

入沢委員長

ここで議案第116号当委員会所管部分：環境クリーン部所管のうち04みどり推進費に関する追加資料が提出されましたので、書記に配付させます。この資料については、後ほど委員以外の議員にも配付することでよろしいか。

（委員了承）

入沢委員長

またこの資料を傍聴者にも配付し、回収することでよろしいか。

（委員了承）

奥村みどり 自然課長 黒の実線で囲ってあるのは今回対象となっている土地の範囲でございます。破線になっている部分が墓地計画区域です。市の土地は実線の区域外の一番北側の535番地3です。

桑島委員 宅造するための分筆がしてあるが、606番地4の左側は現況は林地か。

奥村みどり 自然課長 資材置き場などです。

石本委員 この宅地のようなところは何もないのか。

奥村みどり 自然課長 建物が建っていて資材置き場です。

桑島委員 全体が調整区域か。

奥村みどり 自然課長 調整区域です。

【審査保留】

休 憩 (午前9時5分)

(※休憩中に、議案第116号当委員会所管部分：環境クリーン部所管のうち04みどり推進費の審査のために現地調査を行う。)

再 開 (午前11時7分)

○議案第125号「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第125号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第130号「所沢市東部クリーンセンター延命化工事請負契約締結について」

【補足説明】

廣川東部ク
リーンセン
ター
所長

議案資料ナンバー1の89ページにつきまして、見積結果表をお示しました。上の表を見ていただくと、左側に予定価格（税抜）、右側に契約金額（税込）と書いてございます。今回の議案は延命化工事に関する議決をお願いするものでございますが、東部クリーンセンターでは延命化工事と長期包括運営委託を合わせた事業としてプロポーザル方式を用いまして、見積もり合わせを行ったことから、総事業費を決める必要があったことから、このような形で示させていただいております。また予定価格に關しましては、税の改正が見込まれることから今回は税抜きでの予定価格を示させていただいております。右側は税込みの予算書と比較できるようにお示しさせていただいているものでございます。下の表をご覧くださいますと、左の端に1から6までの数字が振った列がございます。こちらは見積もり合わせの回数となっております。見方といたしましては、2回目の延命化工事の札で予定価格の中に入りました。6回目の長期包括運営費の固定費分で予定価格に入ったということで、総事業費が6回目で決定したという見方でございます。

【質 疑】

西沢委員

下の表だが、延命化工事費が2回目に決まったということだが、3、4、5、6回目は数字が入っているけれども実際には何もしていないというこ

とか。

廣川東部クリ
ーンセンター
所長

おっしゃるとおりでございます。

西沢委員

長期包括運営費はもともとは債務負担行為が認められているので、実際の契約の額はここに載っている。何回目のものが決定した額なのか。

廣川東部クリ
ーンセンター
所長

6回目の金額で予定価格の内輪に入ったということでございます。

西沢委員

この表はどう見るのか。

廣川東部クリ
ーンセンター
所長

上の表の左の価格の予定価格（税抜）の一番下をご覧ください。216億円と書いてあります。これが予定価格となっておりまして、これと下の表の右端の一番下をご覧くださいますと、216億円の内輪に入っています。その上の行ですと、216億5,400万円で予定価格を上回っていました。6回目でこの内輪に入ったと見ていただければと思います。

荒川委員	予定価格というのは行政が何をもって積み上げていくのか。
廣川東部クリ ーンセンター 所長	予定価格の前に積算額というものがございまして、積算額につきましては私どもで見積もり徴取や市場の状況を考えまして、積み上げた金額でございまして、見積もり合わせや入札の前に予定価格を設定しています。
荒川委員	予定価格を出すのに見積もり徴取の額に何%かをかけるのか。
廣川東部クリ ーンセンター 所長	見積もりは積算の参考にするだけでございまして、積算書がまずございまして、積算額がございまして、委託だと執行伺、工事ですと起工伺がございまして、その金額に対して、決裁権者が査定した額が予定価格となります。
石本委員	積算の内訳はいかがか。
廣川東部クリ ーンセンター 所長	例えば長期包括で言えば、いろいろな委託がございまして、今までの委託ですと人件費や消耗品費などを積み上げた積算書、工事につきましては工事の仕方にもよりますが、設計施工の場合にはそれぞれパイプ何本とか、コンクリ何立米とか、何人工とかそういうものを積み上げたものが設計書になります。

石本委員 もともと東部クリーンセンターはJ F Eが関連して、今回もJ F Eエンジニアリング株式会社だから、J F Eの類似の施設を参考にしているということか。

廣川東部クリーンセンター
所長 他の自治体のものは積算について参考にしておりません。

松本委員 積算の国基準とか県基準とか目安はあるか。

廣川東部クリーンセンター
所長 今回の延命化工事に例えて申し上げますと、営繕課で行う設計積算の場合には国の基準などの積み上げを行います。今回の我々の工事に関しましては仕様書発注でございますので、業者からいただいた見積額と我々が考える人件費等の査定を行い、積算書を作成しております。

桑島委員 東部クリーンセンターは電気を作っている。作った電気は長期包括の中で電気の所有権もこの人たちに行くのか。

吉岡東部クリーンセンター
施設課長 売電に関しては市のものとなります。

桑島委員 この人たちの運営によっては売電する場合もあれば、中で電気を使う場合もある。灰溶融がなくなるから売電する可能性は高くなる。内部電源でも使っている。もともと売電しているのか。

吉岡 東部クリーンセンター
施設課長 二炉運転の場合は夜間売電しております。

桑島委員 契約上、売電はどうなっているのか。長期包括を受ける側が内部にまわすか、売電するか判断の権限も J F E がもつのか。

吉岡 東部クリーンセンター
施設課長 東部クリーンセンターの発電機と工場内の使用量の関係ですが、場内電気使用量が 3, 8 0 0 k w ぐらいあるのですが、発電量がそれを上回った場合は売電となるシステムとなっております、売電の量の指定はございません。

桑島委員 そういう契約なのか。中で全部使い切って、余った分に関しては売るという契約なのか。

吉岡 東部クリーンセンター そのようなシステムとなっております。

施設課長

桑島委員

契約でちゃんとしたほうがいいのではないか。例えば、長期包括なのだから J F E としては包括費用を安く上げて、そこが彼らの利益となる。極端なことを言えば電気を桶買いして持ってきて、安くおさめて、売電との逆ザヤをしたら収まる。契約はどうなっているのか。

吉岡 東部クリ
ーンセンター

システム的には余剰の調整はできません。発電量に応じて場内で使った量、余った量となりますので、今回、場内で使用した電気は事業者側の負担となりますので、場内の電気使用量がふえた場合は負担が全て事業者側となりますので、極力省エネなど努力すると余剰が発生するというシステムとなっております。

施設課長

桑島委員

ごみ発電でできた電気の所有権は市が持って、それを常を買うという契約にしたほうがよいのではないか。出す出さないの権限は向こうに任せているのか。本来的にはできた電気の所有権は基本的には一時的に市にある。それに対して料金を払うのか。電気についての所有権はどこにあるのか。

吉岡 東部クリ
ーンセンター

発電された電気は工場で使われます。

施設課長

桑島委員

本来的な契約としては出た電気代は全部市に払ってもら契約ではないのか。

吉岡東部クリ
ーンセンター

発電の電気に関しては余剰の部分だけ市に入ることになります。

施設課長

桑島委員

今までは長期包括していなかったから、それでいいけど論理的に言えば、まず売電すると仮定する。その電気の中で使った分に関しては電気料は包括業者が払うべきではないか。発電は全て一旦市に入るけど、そこでお金を取っていくというようにしたほうがよいのではないか。そういう契約ではないのか。

吉岡東部クリ
ーンセンター

そういう契約ではございません。

施設課長

桑島委員

なぜそのような契約にしたのか。他もそうなのか。出た電気の所有権が曖昧でよいのか。

吉岡東部クリ
ーンセンター
施設課長

他の自治体の事例も同様となっております。

桑島委員

先ほど他市の事例は知らないと言っていたじゃないか。

吉岡東部クリ
ーンセンター
施設課長

発電に使われる電気に関しては同様となっております。

桑島委員

売電先の選択権はどこにあるのか。

吉岡東部クリ
ーンセンター
施設課長

市でございます。

桑島委員

売電の指示は市ですか。

吉岡東部クリ
ーンセンター
施設課長

市が業者も選んで契約を行っております。

桑島委員 余剰電力の売り先がいくつかあるが、どこの業者が一番高くて、一番良
いかということは誰が選ぶのか。

吉岡 東部ク
リ
ンセンター 余剰電力があまり発生しないので、購入を求めている会社がいなく、現
在は東京電力に売っているのですが、今後余剰電力が常時出てくるように
施設課長 なれば入札など考えて売電の契約先を検討していきます。

桑島委員 契約書上でどうコントロールしているのか。

吉岡 東部ク
リ
ンセンター 売電に関しては市が決定しています。受託者が契約先を決めているわけ
ではございません。

施設課長

桑島委員 売電量のコントロールは業者がやるのか。

廣川 東部ク
リ
ンセンター 売電はコントロールできません。足りない分は自分の発電と、もっと足
りなければ、どこかから買ってくるという仕様になっておりまして、賄い
分が余ったときだけ自動的に外に流れるシステムになっております。売電
所長 の場合には年間契約して市に全て帰属されます。

桑島委員 今は少量だから市場性がないけど、これで熔融炉やめたら電気が出てき

てスポット市場が出てくる。そうしたらもっと高く売れるかという判断を市がするのか。

吉岡 東部クリ そのとおりでございます。

ーンセンター

施設課長

石本委員 今後のチェック体制はコンサル委託をするのか。

吉岡 東部クリ 工事の分に関してはコンサルタント契約をいたします。

ーンセンター

施設課長

石本委員 どういうところがコンサルの相手方なのか。

吉岡 東部クリ 工事に関する監督業務ですので、監理指導のできる専門的な知識を有する第三者機関を予定しております。

ーンセンター

施設課長

石本委員 J F Eの炉に対してやるコンサルタントはあるのか。

吉岡 東部クリ
ーンセンター
施設課長

おっしゃるような業者はございません。

石本委員

工事のコンサルに関しては、真っさらな第三者がやるとなると、全部オープンにできるのか。

廣川 東部クリ
ーンセンター
所長

今回性能発注ですので、性能が満足できているかということを求め、工事を監理するもので、システムの中身を監視することはコンサルの仕事ではないものです。

荒川委員

市長が電気会社をつくって、J F Eが100%出資していると聞いたがいかがか。

廣川 東部クリ
ーンセンター
所長

地域新電力の出資に関しては存じておりません。

桑島委員

さいたま市の炉は長期包括契約で電気も長期包括契約者が持つ契約になっている。その電気を所沢市が地域電力会社で買うというスキームではないか。収入見合い分だけ包括契約価格を安くすればいいわけで、さいた

ま市はそうしている。売電部分も J F E がやって、その売電を所沢市に売りつけようと地域電力会社をつくるわけだが、そうではないのかということを確認したい。

廣川 東部クリ
ーンセンター
所長

ご指摘は東埼玉資源環境組合になります。東埼玉資源環境組合は県内でも特殊でして、ペットボトルも焼却する施設でございます。発電を主にした施設で運営費を安くする意味合いで売電を運営事業者に帰属して 20 年間の長期包括運営委託をしていると存じ上げております。

桑島委員

東埼玉資源環境組合も J F E がやっているのか。

廣川 東部クリ
ーンセンター
所長

そのとおりです。

桑島委員

所沢市はその電気を買うのか。

廣川 東部クリ
ーンセンター
所長

予定ではそのようになっております。

桑島委員

長期包括の人たちの売電は市に帰属して、そこで東埼玉環境組合のようにはやらないということか。

廣川 東部ク
リーンセン
ター
所長

東埼玉資源環境組合は売電も含めた長期包括委託をしております。私どものほうは売電は市に帰属して、その他を長期包括しております。

谷口委員

今回の場合は積算金額に対して、市が設定した予定価格は高く設定されたのか、安く設定されたのか。

吉岡 東部ク
リーンセン
ター
施設課長

安く設定されています。

青木委員

議案資料ナンバー1の89ページの見積もり額の表に関して、1回目の総事業費として318億1,000万円とあるが最終的には311億1,000万円と7億円くらい下がっていますけど、交渉人は誰だったのか。

吉岡 東部ク
リーンセン
ター
施設課長

見積もり合わせの立ち合い者は東部クリーンセンターの職員です。

青木委員	クリーンセンターの職員の中でもシステムをわかっている人は少ないと思う。主に交渉した人は廣川所長だったのか。
廣川東部クリーンセンター 所長	積算額を決める際はプロポーザルでしたので、いろいろなやりとりというのはございました。議案資料でお示ししているものは見積合わせの結果となりますので、この段階では交渉というものはございません。
桑島委員	炭素棒が高騰したみたいなものは契約上どうなっているのか。不慮の事故の責任分配、基本的には長期包括をやる以上はリスクは包括受け手側がとってもらうから高いわけだ。部品の高騰に関してはリスクは全部この契約者が負ってくれるのか。
吉岡東部クリーンセンター 施設課長	社会的に大きな変化があった場合には双方協議となっております。10月に過去1年間の経済状況等を見て、判断して、交渉するか、変更するかの協議を行います。
桑島委員	一番心配なのはその協議だ。エスコは相当電力が値上がって、T社はけっこう契約金額に比べて、リスクを高くとったのだけれども、双方協議なんていい加減なことじゃなくて、原則はこの価格でやっているのだから、そんな甘っちょろいことでいいのか。変動の基準とは何か。もっと細かく

決めたほうがよいのではないか。

古澤 東部クリ
ーンセンター
副主幹

契約書で人件費等の算定方法の見直しと記載はしてございまして、例えばこれから18年間にわたって人件費等が高騰した場合には毎年10月に物価変動の見直しを行いまして、1%以上の差がでた場合には契約の変更に係る協議を行うという記載をしております。

桑島委員

ちゃんと指標があるではないか。他にはどんなものがあるのか。相互協議やっていたら長期包括やる意味がない。企業はリスクを負う代わりにリターンもあるから応じるわけだ。我々はリスクを向こうに転嫁させるために、若干高めに契約しているわけだ。相互協議の項目の中に人件費以外に何があるのか。

吉岡 東部クリ
ーンセンター
施設課長

人件費、電気料金、上下水道料金、薬剤費、燃料費、委託料のうち基本料金を除く使用料になります。

石本委員

長期包括すると幾らメリットがあるのか。

吉岡 東部クリ
ーンセンター

長期包括方針の時にはVFM、4.7%で約10億円でした。

施設課長

石本委員

我々は10億円が浮くと思って賛成してきているわけだけでも、物価がどれくらい上がると10億円がなくなるのか。損益分岐点はどれくらいか。

廣川東部クリ
ーンセンター
所長

長期包括してない場合でも値上げ分については市が負担するわけですから、長期包括にしたがトータル的には安くなるという結果になると思いますが、今のご指摘のようなボーダーラインというのは計算しておりません。

石本委員

それは違うと思う。それなら長期包括する意味がない。個々の状況によって毎年やっているときだって物価が上がっていくというのなら、あえて向こう15年まで決める必要がない。その辺はどう整理されているのか。

廣川東部クリ
ーンセンター
所長

長期包括のもともとのメリットというのがスケールメリットが大きいことと長期にわたって民間会社と契約をして、トータル的な部材とか薬剤の購入ができて安くなるという部分が大きいと思います。4.7%のVFMを予測させていただきましたが、今回の見積もり合わせ結果では、13.3%になっております。事例を申し上げますと、電極棒が4倍になりましたものにつきましては、10月23日にこの契約をしておりますので、見

直し期間を過ぎた時期となっております。そうすると31年度の見直しにつきましてはする必要がないので、31年度に溶融炉はとまりますが、30年、31年の値上がりにつきましては市が負担しなくていいという計算になります。

桑島委員

そういう契約になっているのか。

廣川東部クリーンセンター
所長

そのとおりです。

桑島委員

否定をしているわけではないけど、結局この契約の肝というのは、そのハンドルの握りをどれだけコントロールするかだ。そんな簡単な条件ですぐに上げました、下げましたではなくて、ある程度向こうの変動分をどれだけ抑えるかが勝負なわけだ。電気代だって上がるときは上がるし、下がる時は下がるのに、そのたびごとに忘れたように、実は今年5億円電気代上がりましたから、長期包括じゃないのって何かあると思う。そこらの条件というのが廣川東部クリーンセンター所長が言った部材が4倍になっても協議の対象とならないのか。

廣川東部クリ

時期的な問題で今回クリアされていると説明を申し上げておまして、

ーンセンター
所長

今年度当初に5万1,500円で単価契約して買い始めたものが約4倍になったことで今回増額補正をお願いしておりまして、見直しする時期が10月で設定しており、今回10月23日に契約しておりますので、見直し時期は越えた契約をしております。そうすると1年間見直しをしないでいられまして、次の年も10月に20万円で買ったという設定の中で見直し期間が来ますので、31年度の見直しはないということです。

西沢委員

今のことで言うと、灰溶融炉が31年で廃止になるので、今回の契約で黒鉛の電極棒は上がった単価ではない契約の単価でいくから、31年も見直しを受けないが、それはたまたま灰溶融炉を31年に廃止する計画があったからで、もしこれが先々まで灰溶融炉を使っていれば、このリスクは残るのではないか。

廣川東部ク
ーンセンター
所長

もちろんそのとおりですが、長期包括を行ったことによって、その見直しというターニングポイントを設けていて、値上がりについては物価上昇率の変化で協議を行うというルールとなっておりますが、例えば単価契約で電極棒は1年契約をしておりましたが、1年間の中で上がった時に業者が自分のところで賄いきれないから上げてくれと申し出があった場合には、もちろんすぐ対応しなければならないというのが市の今の契約となっております。

桑島委員

具体的に言えば施設整備で1年間のタームの話はわかったが、何倍になったら見直し協議になるか決まっているのか。補修部材に関して。変動率は。

吉岡 東部クリ
ーンセンター
施設課長

補修部材は変動に入っておりません。

桑島委員

補修部材に関しては協議の項目外ということか。

吉岡 東部クリ
ーンセンター
施設課長

そのとおりです。

石本委員

燃料は下がる可能性もある。下がったときにも協議するのか。

吉岡 東部クリ
ーンセンター
施設課長

そのとおりです。

石本委員

下がったときに向こうは拒否できないような契約になっているのか。

吉岡 東部ク
リーンセン
ター
施設課長

燃料につきましては1%の境で協議事項となっております。

石本委員

変動費でごみ処理量に応じた処理費となっているが、15年間の1年間
当たりごみ処理量は平均どれくらいで見ているのか。

吉岡 東部ク
リーンセン
ター
施設課長

東部クリーンセンターで5万5,000tです。

桑島委員

炭素電極が4倍になっても協議事項に入らないのか。

吉岡 東部ク
リーンセン
ター
施設課長

部材ではございませんので入ります。

桑島委員

消耗品ということか。

吉岡 東部ク
リーンセン
ター

消耗品でございます。

施設課長

桑島委員

消耗品の値上がりは何倍から協議事項なのか。

吉岡 東部クリ

物価指数で1%でございます。

ーンセンター

施設課長

桑島委員

1%の変動はよくある。それで協議するのか。長期包括にしては随分業者者に有利な契約条件ではないか。他にもそのような契約なのか。他というのは具体的に言ってほしい。鈴鹿市、米子市、倉敷市も消費部材の相互協議の条件は1%なのか。

古澤 東部クリ

さいたま市桜環境センターの例を挙げますと1.5%という指標と伺っております。

ーンセンター

副主幹

桑島委員

所沢市はなぜ1.5%ではなく1%なのか。鈴鹿市、米子市、倉敷市のものはないのか。

廣川 東部クリ

他自治体の例では1%が多いと聞いております。今個別のパーセンテージ

ーンセンター
所長

ジの資料を持っていないのでお答えできませんが、たまたま覚えていたさ
いたま市の事例を申し上げました。もちろん市が損をしないように事業者
選定委員会には弁護士にお願いいただきまして、契約書などにつきまし
て、よく見ていただいていますので他自治体とも劣るところはそれほどな
いと考えております。

桑島委員

弁護士が入っているから何でも解決するわけじゃない。最後の法律的な
判決は判例が確定してからなのだから。弁護士が全体のシステムについて
周知しているわけではない、桜環境センターが1.5%で所沢市が1%で
は何となく損した感じがする。他は1%と聞いていますと言われてもさっ
ぱり説得力がない。これが肝なのだから。相互協議のところでは毎年最初
はこういう額で契約しますけども、少しでも変動したらすぐに値上げです
ねとなったら、何のための長期包括なのか。鈴鹿市、米子市、倉敷市につ
いてはどのようなパーセンテージなのか資料として提出してもらいたい。

廣川東部ク
ーンセンター
所長

鈴鹿市に関しては数字の明記はございません。倉敷市については1%で
ございます。これは、価格ではなく物価変動で、この1%以上になったと
きに協議を行うということです。

谷口委員

議案資料ナンバー1の96ページのリサイクルプラザのボイラ用薬剤
が固定費となっていて、薬剤費というのは基本的に消耗品という概念だ

が、固定費としている理由は何か。

吉岡 東部クリ
ーンセンター
施設課長

リサイクルプラザのボイラ用薬剤は破碎機の防爆施設で使用して、施設が稼働した場合は1日つけておかななくてはならない固定の部分になります。変動はしません。ごみの処理量に関わらないで1日つけておかなければならないシステムとなります。固定的に使われる薬剤ですので固定費に入れました。

谷口委員

使用量としてはある程度見込まれるレベルになっているということか。

吉岡 東部クリ
ーンセンター
施設課長

稼働日数が決まっておりますので、その際は必ず使わなければならないということで固定となっております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第130号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（環境クリーン部所管部分）

【補足説明】

越阪部環境ク
リーン部長
今回の東部クリーンセンター費の消耗品費の電極ですが、実物を持って
くることができませんので、代わりに写真を撮っておきましたので配付さ
せていただきます。

入沢委員長
それでは、追加資料を配付させます。この資料については、後ほど委員
以外の議員にも配付してよろしいですか。

（委員了承）

この資料については、傍聴者にも配付し、回収することによろしいです
か。

（委員了承）

【質 疑】

青木委員
不動産鑑定を行って金額が出るわけだが、これは参考とする金額という
ことによろしいか。

奥村みどり自
然課長
参考ということでございます。

青木委員

参考として相手方と価格交渉を行うということか。

奥村みどり自

そのとおりです。

然課長

青木委員

地主から所沢市に対して売却したいと話があったのか、それとも市から購入したいという話をしたのか。今までどのように話し合いが進められたのか。

奥村みどり自

こちら側から、ぜひ公有地化についてご協力いただきたいということで

然課長

お願いにあがっていた次第です。

青木委員

先ほど現地を見て、擁壁工事をするのもかなりの費用がかかるのではないかと感じた。もし墓地をつくる場合は、あの工事をするようになる。それを考えると、あの場所に墓地をつくっても大して利益がでないとか、反対運動もあって、相手方もあきらめたのではないかと思っているが、これから不動産鑑定結果が出て、金額の駆け引きがあると思うが、その点において所沢市として強気に出られるのではないか。そのあたりはどういった思いで交渉をしていくのか。

奥村みどり自

こちら側から公有地化にご協力いただきたいとお願いをしに行ったも

然課長

のですから、向こうから買ってくれと言われたような場合には強気にもなれるのかと思いますが、なかなか当初から強気で交渉に入るといのは、少し難しいかと考えております。

青木委員

議案質疑の市長の答弁で、いろいろな団体からの寄附を求めるといようなことがあったが、寄附を集めたりする計画はあるのか。

奥村みどり 自

市では寄附を集めるということはありませんが、団体で現在寄附を集め

然課長

られているという事実はございます。

松本委員

あそこまで市長が答弁したということは、自治連とか署名が集まったが、鑑定をするということは買うことが目的で予算を組むのだから、限られた予算の中でみどりをふやすのは反対ではないが、みどりがたくさんある所沢市としては、市の予算で買えばよいという単純な方法ではなく、できるだけ賛同する市民に対する呼びかけというのも今後の問題として必要ではないか。その辺の考えを伺いたい。

越 阪部 環境ク

今までも市では公有地化を進めており、県と共同で複数の山林の公有地

リー ン部長

化を実施してきました。また、自然保護団体が所沢市内に複数ございますが、さまざまところでみどりの保全ということで積極的に購入されております。そういうところでは市と同じような考えでみどりを保全していこ

うという考えで取り組んでいると思います。これは市と同じ考えだと思っ
ております。

石本委員

公有地化について市が願う側だとのことだが、地元では、相続な
どの理由で市に買ってもらいたいという要望があったりしたが、現実には
厳しい財政の折で断っているケースもある。現在、公有地化を考えている
ところはどれぐらいあるのか。

奥村みどり自
然課長

現時点、買ってもらいたいという御要望があるのが約30件ございま
す。

石本委員

その中でも優先順位があると思うが、墓地の問題があったからというこ
とも承知しているが、それを超えての市長のトップダウンという認識でよ
いか。

奥村みどり自
然課長

30件の中でも、里山保全地域、埼玉県ふるさと緑の景観地など、そう
いうところは毎年5件から6件ぐらいの割合で順次買っています。ここに
ついて、里山保全地域に隣接している地域ですので、ほかの部分と同様に
重要な緑の地域と捉えております。また県立狭山自然公園内にあること
からも、重要な地域であると言えます。ですから、他を抑えてでもここを
最優先で買え、というようなトップダウンという話ではございません。

石本委員

買っていただけないか、という側がいて、財政事情で断っている。その時に、こういうところは買うのかという話が出ています。我々が地元で明確に説明するときに、どのように答えればよいか。

奥村みどり 自然課長

一つには、道路付けがよいということがあります。すぐにでも資材置き場などに転用されてしまうような、位置的にはそういう理由があると思います。ほかの地域に関しても、道路の位置付けがよく、放っておくと緑が改変されてしまうようなところはお断りせずに優先的に買っていただきます。お断りしているというより、少し待ってください、という表現でお願いをしているところですが、民地に囲まれているようなところであれば、しばらく我慢していただいても改変の心配がないようなところは待っていただいているところがございます。放っておくと改変が著しく、周辺の緑地にも波及して影響が出るような部分については、優先して買っております。

西沢委員

財産取得のルールについて、不動産鑑定不值からそれほど変わらない価格で購入することになっているのか。

奥村みどり 自然課長

これまでの用地購入の例では、だいたい、鑑定価格と変わらない金額での購入ということになっています。

西沢委員

今回はいろいろな事情があり、公有地化という流れになっている。今までそういう案件があったのかどうかというのが一つ、こういうケースにおいて、不動産鑑定は一つの基準であって、それにプラス他の要素も加わったような価格交渉になることが考えられるのかどうか伺いたい。

奥村みどり自然課長

今回はおっしゃるとおりいろいろとありましたので、鑑定価格に対し相手側が幾らで提示してくるのかわかりませんが、相手側が提示した価格と鑑定価格の間で折り合いをつけるということになるかと思えます。

西沢委員

基本的には折り合いをつけていこうという方向性だと思うが、目途でよいので、いつ頃までに用地購入に至るのか、スケジュールを伺いたい。

奥村みどり自然課長

最終的には、平成30年度以内に購入を完了したいと思っております。従いまして、今回の補正予算をお認めいただいた後に鑑定を1月に行い、鑑定結果が出ましたらすぐに用地交渉に入ります。早ければ、6月定例会に用地購入費の補正予算を提出したいと、最短のスケジュールではそのように考えております。

谷口委員

事業計画者から双方にて調整を図りたい旨の返答があったとのことだが、今までの委員会の経緯の中で代理人的な方が出てきたり、いろいろな方が関わっているが、実際今は、相手側はどなたと調整を図りつつあるの

か。

奥村みどり自然課長 墓地の事業計画者の代表者である住職と直接お話をさせていただいて
います。

谷口委員 この議案が可決されれば不動産鑑定を行って金額が明らかになると思
うが、このあたりの相場はどのぐらいと捉えているのか。

奥村みどり自然課長 現地が伐採、抜根されておりますので、雑種地という見方をしておりま
す。その見方ですと、近隣では坪当たり約3万円から5万円で取引されて
いるという情報がありますので、こちらもそのぐらいの範囲内の鑑定にな
るのかと想定しております。

谷口委員 近隣とは具体的にどのあたりか。

奥村みどり自然課長 三ヶ島地内や、その周辺でございます。

石本委員 当初予算が97万円で、今回は29万6,000円が足りなくなり補正
予算を組むということだが、もともと97万円でやろうと思っていたら、
足りないから急遽補正を組むので年明けにやらなければいけなくなった

のか、それとも当初予算 97 万円で本当はもっと早い時期にやろうと思っ
ていたのか、どちらか。

奥村みどり自 この 97 万円については、ほかの地域を買うための鑑定料として提示し
然課長 ていたものでございます。具体的には、北中、上安松の淵の森の鑑定料で
ございます。

青木委員 もともと山を持っていた方が大聖寺に売ったときの金額は把握してい
るか。

奥村みどり自 存じ上げておりません。
然課長

荒川委員 抜根したことにより、不動産鑑定価格は高くなるのか。

奥村みどり自 すぐにほかの用途に転用できますので、山林よりは高くなります。
然課長

松本委員 直近の登記簿謄本はとったか。

奥村みどり自 10月31日にとっております。

然課長

松本委員

抵当権は幾らぐらいついていたか。

奥村みどり自

抵当権はついておりません。

然課長

入沢委員長

東部クリーンセンターの追加資料について説明願いたい。

吉岡東部ク

リーンセン

ター施設課長

電極についてご説明させていただきます。1枚目は、溶融炉で使用している電極でございます、横に寝かせた状態です。大きさが60インチ、1m55cmあります。先端のネジが切つてある部分、接続部分を含めると1m60cmとなります。2枚目は、太さとなります。規格では12インチ、約30cmの太さとなります。3枚目は、輸送された保管状態です。3本から4本ぐらいで持ってきて、1度の購入が約90本です。横に立っている職員は、身長175cmですので、大きさを見ていただけるかと思えます。

西沢委員

これは中国からの輸入品か。

吉岡東部ク

そのとおりです。

ーンセンター

施設課長

西沢委員

国内メーカーでもホームページで1本当たり6万円値上げのお知らせをしているが、この割合と比べると、今回の20万円というのは妥当か。

吉岡東部ク

ーンセンター

施設課長

国内の電気式の溶融炉用の電極を製造しているメーカーですが、そちらのサイズは長さ110インチで約2倍、太さは32インチで約3倍程度のものの単価に対する値上げだと思います。

西沢委員

それはここには合わないということか。

吉岡東部ク

ーンセンター

施設課長

サイズが違うため、使用できません。

谷口委員

消耗品費ということだが、追加資料によると灰溶融炉だから高温になると思うが、入れ替えなど運用方法を伺いたい。

吉岡東部ク

ーンセンター

追加の資料の3枚目をもらってください。上から電極が刺さっていますが、消耗するところは先端でございます。灰との間に3,000℃のアー

施設課長

ク火花を発生させ、灰を溶かします。電極の使用方法ですが、電極をクレーンで吊り上げて炉の上まで運びます。そこから下降させ、上からネジの部分をつなぎこみ、消耗した電極につなぎこむという使い方をしております。

【議案第116号 環境クリーン部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 （午後1時26分）

（説明員交代）

再 開 （午後1時27分）

○議案第127号「所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

桑島委員

費用を全部賄うという方針でやられて、平均経費回収率が95.93%ということで、本来なら条例案とセットで残り部分の経費削減策が出されるのが一つの考え方としてあると思うが、それが見えてこないのその辺について伺いたい。

新井経営課長

今回の経費回収率の算定のもとになっております汚水処理経費につきましては、既に上下水道局といたしましても、水道と統合したこと、料金徴収業務について包括委託を行ったこと、そういったところの成果を含めて算定したものでございます。その結果、今回経費回収率が100%に至らなかったということで不足している部分がございますが、そちらについては一般会計から補填をいただき、運営してまいりたいと考えております。

桑島委員

経営改善という言葉を使っているわけだから、経営改善というのは、ただ使った費用の100%を使用料収入で賄うという考え方に加え、どうやったら経費削減できるかという要素もセットだと思う。今の答弁だと、コスト削減をどのように考えているのかがよくわからない。その辺の見通し

や考えをお聞きしている。

新井経営課長

今後につきましては、併せて策定を進めております下水道事業経営計画に、どのように事業を進めていくかということが書いてあります。平成26年度からの長期包括委託を行い、現在のところ順調に進んでいるところでございまして、それに加え、水道との統合のメリットを生かし、例えば、車輛の管理、業務の集約化など、細かい部分について徐々に行いながら運営ができればと考えております。

桑島委員

経営改善のメニューがでてくることはよいのだが、95.93%の残りの4.07%を目標値として金額ベースで積み上げていくような、もう少し緻密な計画はないのか。

新井経営課長

経費の内訳ですが、下水の処理につきましては、県の流域下水道へお願いしております。それに係る維持管理負担金と減価償却費で7割、残りの3割の約3分の2が人件費と企業債利息になっております。残りの1割ほどが、汚水処理経費約3億円となっております。そちらについて、上下水道局で予算編成などで削減を図れる部分となっておりますが、ライフラインという意味から、やるべき維持管理についてはさせていただかなければいけないと考えておりますので、どこまで削れるかというのはなかなか難しいところではありますが、わずかでもそのようにしていきたいと考えて

おります。

桑島委員

削る話もそうだが、例えば東京都においては下水管に光ファイバーを通すなどの管貸業を行っている。削るだけではなく、別の事業で利益を得る、検針票の裏やマンホールに広告を入れるなど、前向きに利益を得る話が全然聞こえてこない。そういうものはないのか。

新井経営課長

マンホールが全国的にブームになっております。意識して見ていただける媒体になりつつあるというところから、今お話がありましたが、広告に活用して収入が得られないか、既に研究を始めているところでございます。それに加えて、水道の検針票にも広告が設けられないか検討を進めているところでございます。

荒川委員

経費回収率の分母は、何の金額か。

新井経営課長

汚水処理にかかる収益的支出の部分でございます。

荒川委員

維持管理費ということでよいか。

新井経営課長

そのとおりです。

荒川委員

そうすると、地方債の返済は入っていないのか。

新井経営課長

企業債の利息は含まれております。

荒川委員

下水処理の全てを使用料で賄うという考え方自体がおかしいのではないかと、ということが一つある。地方財政法云々というけれども、病院会計は基準内の繰出しも行っている。それはやはり医師の人件費も高いし。そういう意味では、公衆衛生というのは国家的な責務でもあるわけだから、使用料で全て賄うというのはいかがなものか。それについて伺いたい。

新井経営課長

法律の趣旨から申し上げれば、下水道法に公衆衛生はうたわれておりまして、それとは別に地方財政法には、下水道事業については一般会計で負担すべきと定められている経費もございますが、それ以外については使用料で、となっております。その原則論をもとに、今後の下水道事業を安定的に進めていく上で、一般会計の財政状況によって、維持管理について滞るようなことがあつては皆さんにご不便をおかけするといったことから、今回は経費回収率が100%に至らなかったわけですが引き上げについてお願いをしたところでございます。

荒川委員

経費回収率の全国平均は幾らか。また、埼玉県平均は幾らか。

新井経営課長	全国平均についてはデータがございません。県内につきましては、平成28年度は54事業体ございまして、84.77%でございます。一番低いところは、町でございますが18.2%という状況でございます。
荒川委員	単価表を見ると、一般用の基本使用料が137円上がり、それを超えて20立米までが17円上がる。一般家庭として多いのは何立米までか。
新井経営課長	20立米でございます。
荒川委員	20立米までの方は、幾らが幾らになるのか。
新井経営課長	1カ月当たり、現行が1,183円、改正をお願いしまして1,490円でございます。
石本委員	29年度予算で下水道会計において、下水道料金と一般会計からのいわゆる赤字補填額、その合計額はそれぞれ幾らか。
新井経営課長	使用料収入が約27億1,000万円、繰入金が約2億2,000万円、赤字計上額が約4億3,000万円でございます。
石本委員	合計で約33億6,000万円ということでよいか。

新井経営課長

そのとおりです。

石本委員

この料金改定が起きた場合に、来年度の下水道料金、繰入金、赤字額はどのように予算を組むのか。

新井経営課長

平成30年度の見込みでございますが、使用料収入は約32億4,000万円と見込んでおります。不足する額は約1億7,000万円でございます。

石本委員

平成30年度は想定できる金額が約34億1,000万円、今年度の予算額を差し引くと約5,000万円だが、これはなぜふえるのか。

新井経営課長

不足分につきましては、一般会計からの補填をお願いしますが、平成30年度につきましては不足する額約1億7,000万円をお願いする予定でございます。

石本委員

平成29年度と30年度の差額で、総額で5,000万円違うが、これはなぜふえるのか。

新井経営課長

申し訳ございません。5,000万円を見込んでおりますのは、システム改修を行う予定ということで検討しているものが含まれております。

石本委員

そうすると、実態的には値上げということよりも、内訳が変わっている部分があるのかという気がしている。一般会計から赤字繰り入れをまだまだするということだが、現在の下水道普及率は何パーセントか。

新井経営課長

平成28年度末で93.5%でございます。

石本委員

先ほど荒川委員の質疑で、病院に赤字繰り入れがなされているという話があったが、この下水道が普及していない6.5%の家庭は、所得の格差があるわけでもなく、住んでいる場所によって全く恩恵も受けずに税金が投入されるわけである。5年前にも審議があったが、当時は部長がいきなり100%の経費回収をすると、いわゆる下水道料金が1.5倍になるというのはなかなか市民に理解が得られないので、今回は現行の料金にします、とって今の料金が決まった。5年経って、100%回収ができなかったということになると、6.5%の下水道の恩恵にあずからない人がいて、税金が投入されることに対して、管理者としてどのような気持ちか伺いたい。

中村上下水道
事業管理者

下水道につきましては、上水道もそうですが、基本的に使う方が使った分だけ払って行っていくというのが基本的な考え方だと思っております。前回の5年前の下水道審議会に対しての諮問のときも、今回の諮問につきましても、我々としては経費回収率については100%というのが下水道

使用料については望ましいと説明をしましたが、審議会が5回ほど開かれましたが、審議会の中でもいろいろと意見があり、使用料の値上げは基本的にはやむを得ないという意見が多くありました。ただし、今回は大口使用者の単価が所沢市は非常に高いので、その辺についても配慮することと、一般家庭についても100%の回収率にしてしまうと、上げ幅が大きくなるのでその辺も配慮してはどうか、ということもあり、答申の中で95.93%の答申をいただきましたので、その答申を尊重いたしました。前回の審議会のときにも、答申を尊重して我々としてはご提案をしています。委員おっしゃるとおり、一般会計の中で下水道使用料を充てるということは、100%の普及率のない中ではそういった不満も出るかと思いますが、急激な使用料上昇というのは一般家庭層にとっても、現状の社会情勢の中でいろいろとご苦労されているところもあるので、その辺は、一般会計という、税をもって一部あてるのは仕方のないことかということで、我々も答申の結果を尊重してご提案申し上げたというところでございます。

青木委員

答申の意見を尊重して100%にしなかったという答弁だったが、議場では、上下水道局長の発言の中で、答申をもらって、その中で部内で検討し、100%にしなかったというような答弁だったかと思うが、どちらか。

玉川上下水道

議案説明でもお伝えいたしましたが、今回のご提案には管理者から申し

局長

上げましたとおり、審議会の答申がございましてそちらを尊重している形でご提案いたしました。しかしながら、審議会が市議会に議案として提案するわけではなく、当然、我々がそれを一旦受けとめまして我々の結論としてご提案申し上げている、という意味でそのように申し上げました。あくまでも審議会の意向を尊重してご提案したということでございます。

桑島委員

汚水処理費で地方債の利子分が含まれると思うが、合流管分の起債部分の汚水処理費は汚水の按分をして計上しているのかということが一つ、もう一つは、調整区域の下水道建設を今しかかっている部分の起債についても入っているのかどうか伺いたい。

新井経営課長

1つ目の合流地区の利息の関係でございますが、基本的には全ての工事に企業債が充たっているわけではございません。充たった工事のそれにかかる雨水分と汚水分を按分いたしまして、汚水分だけが今回含まれているというものです。下水管で合流管というものにつきましては、雨水が約69%、汚水が約31%という按分をしております。ですからその31%分が含まれております。次に、調整区域ということですが、同じように含まれているものでございます。ただ、実際に一般会計からいただく赤字補填分につきましては、特に何の分、ということもございませんので、一部には当然利息に対する分もあるのではないかと考えております。

桑島委員 どれぐらいが調整区域の下水道建設部分の利子に払っている総額は出ないか。

新井経営課長 雨水と汚水であればございますが、それ以上はかなり大きなデータを調べないとお出しできないものでございます。

桑島委員 供用開始前であっても、起債して工事費として払っている部分についての利子は払っているということでよいか。

新井経営課長 翌年から支払いを始めます。

桑島委員 汚水部分の補助金が今年のベースでいくと赤字だが、雨水部分では一般会計から幾ら入っているか。

新井経営課長 雨水につきまして、平成29年度予算ベースですが約12億円でございます。

桑島委員 以前から聞いているが、荒川右岸下水処理場で放射性物質が含まれていて、汚泥を川べりに保管し、その当時は処理先が見つからないという状況だったが、現在は県に処理費を支払っている。あの汚泥はどうなったのか。

新井経営課長

先日、荒川右岸流域下水道事務所に行ったときには、そのようなものは見当たりませんでした。現在、維持管理負担金として支払っておりますのは、処理水量に対して1立米当たり32円でございますが、その額に変更はございません。

石本委員

先日の決算特別委員会で2つの会派の下水道会計の賛成討論は、一般会計が厳しかったので約3億1,500万円の赤字が出たことはやむを得なかった、という内容だったが、一般会計からの赤字繰り入れをかけている以上は、今後も一般会計の状況次第によっては赤字が出る可能性、このままの料金体系でいくと7年間起きる可能性はあるという認識でよいか。

新井経営課長

おっしゃるとおりです。そのようなことから、今後の下水道事業の運営に支障が出てくるのではないかとといったことから、今回お願いをしているものでございます。

青木委員

今回、経費回収率を100%にしなかったのは、どんなところを配慮したのかも一度伺いたい。

新井経営課長

先ほど来、申し上げましたとおり、審議会においてご審議をいただいたものでございますが、そこで事務局といたしましては経費回収率100%が今後の運営にも望ましいという御説明をさせていただきました。委員の

皆さまからはいろいろな意見がございまして、一般家庭層に対する配慮も必要であるし、また、地域経済の発展に寄与するような大きな事業所についても配慮が必要であるといったものがございました。その結果、経費回収率が100%にならなくてもやむを得ないのではないか、という意見の結果で今回95.93%になったというものでございます。

荒川委員

今は上下水道局なので水道のことも聞きたいが、水道の経費回収率は幾らか。

新井経営課長

105.63%でございます。

【質疑終結】

休 憩 (午後1時55分)

再 開 (午後2時5分)

【意 見】

荒川委員

議案第127号について日本共産党所沢市議団を代表して反対の立場から意見を申し上げます。下水道使用料を値上げして、経費回収率を100%使用料で全てを賄うということ自体に無理があるのではないかと思います。施設整備の地方債返済利子までこの使用料で賄うということがおかしいのではないかと思います。一般会計からの補助金投入について、下水道未整備地区住民との不公平感を指摘する声もありますが、下水道整備には受益者負担金という税金とは別に負担が伴っているわけです。少なく

とも企業会計になる前は、汚染処理費用にも当然のように一般会計が入っていました。そのことで使用料の値上げはなかったはずですが。そうした意味では雨水と同様に一般会計からの補助金というのは病院会計同様、公衆衛生の公的責任の観点からも、市民の暮らしを負擔させない立場から今回の引き上げについては反対いたします。

石本委員

議案第127号「所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」民進ネットリベラルの会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正では下水道料金が21.02%引き上げられるという内容です。しかし現在の下水道会計の全体像をまず把握する必要があると考えます。平成29年度予算ベースでは下水道料金約27億1,000万円と一般会計からの繰り入れは約2億2,000万円で合計約29億3,000万円で、さらに赤字の予想が約4億3,000万円で合計約33億6,000万円です。

一方料金改定後の平成30年度の見込み額は水道料金約32億4000万円と一般会計からの繰り入れは約1億7,000万円で合計約34億1,000万円になると予想されています。差し引きの5,000万円分はシステム改修で経費が膨らんだということになります。

確かに年金受給者など一部の方には値上げを主張されますが、そもそも来年度で赤字補填がされる1億7,000万円を34万市民で割り返せば

1人当たり500円の税金が下水道会計に補填される理屈です。

確かに年金受給者で一年間に納める税金が1人当たり500円以下の方には負担増であり配慮も必要と考えますが、多くの下水道利用者から見れば実質的な負担増になる人は極めて少数だと考え、年金受給者はじめ低所得者イコール即負担増の方程式は全てには当てはまらないと考えます。下水道普及率が93.5%である現状ではほとんどの下水道利用者にとって下水道に要する費用は下水道料金と一般会計といういわば2つの請求書の金額の内訳を変えただけではないでしょうか。

それよりも我々の会派としては今回の条例改正で本来公営企業としていまだに一般会計からの繰り入れを行い、利用者からの100%の費用徴収を行わないことに正直疑問を感じます。

なぜなら、下水道会計と例えば国民健康保険特別会計への一般会計からの繰り入れは大きく意味が異なるからです。国民健康保険の場合は国保加入者とそれ以外では明らかな所得格差があり、そのため保険料の二重払いの指摘はあるものの税の再配分機能のために一般会計からの赤字補填がされるというロジックがあります。しかし下水道会計における一般会計からの赤字補填はどうでしょうか。所沢市において下水道普及率は93.5%です。下水道が普及していない残り6.5%の家庭にとって下水道会計への一般会計からの繰り入れはただ「自分が住んでいる地域は下水道が整備されていない地域である」という理由で全く恩恵を受けていない下水道会計へ自分が納めた住民税の一部がまわることになる世帯もある

ることを意味します。

そもそも、下水道料金は下水道部が公営企業になった時に引き上げられた経緯があります。前回5年前の質疑のやりとりでは仮に100%徴収すればそれまでの下水道料金は約1.5倍に引き上げとなるので市民に理解を得られづらいというのが理由で現行の料金体系が決められました。公営企業になって5年が経ち、さらにあと7年合計12年も一般会計からの繰り入れを必要とするのなら何のために公営企業になったのかと疑問を感じずにはられません。12月4日に行われた平成28年度下水道会計の決算について賛成した2つの会派から偶然にも「厳しい財政状況により一般会計からの繰り入れが厳しかったことが約3億1,500万円の赤字が出たため、やむを得ない」旨の討論がされました。このことは裏返しに考えれば一般会計からの繰り入れが行われている間は今後も一般会計の状況によっては赤字が出ることもあり得ることを意味しています。今回の料金改定に平成28年度決算の教訓はどのように生かされたのでしょうか。またこうした内容をきちんと所沢市上下水道事業運営審議会の各委員に説明がされたのかも疑問を抱きます。それとも職員に各委員に説得する説明能力がなかったのでしょうか。

上下水道管理者には経営者としての改めて責任を感じてもらいたいです。次回の改定では100%徴収を実現してください。しかし今回の料金改定は公営企業原則の100%徴収に半歩近づいたことと担当課も100%徴収に向けて努力はしていたこともうかがえるということで賛成し

ます。

最後に市民への丁寧な説明についても意見を述べます。今回の料金改定の内容が下水道運営協議会で答申が出され、その内容が各議員の席に配られました。その内容について担当課に確認の電話をしたら市政情報センターに行ってくださいと大変あっさりとした対応をされました。下水道料金が改定されたら市民からの問い合わせもあるはずですが、確かに市政情報センターに行くと資料がありましたが、市民にはそうしたあっさりとした対応ではなく丁寧な対応を求めて意見とします。

青木委員

議案第127号について自由民主党を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の料金改定は、下水道事業の安定的な経営を図るためのものであり、所沢市上下水道事業運営審議会の答申を受けてのものです。一般会計からの赤字補填に依存せざるを得ない現状では、一般会計の財源状況によって、下水道の維持に影響が及ぶことも懸念されることから、今回の使用料金改定については、やむを得ないと考えます。なお値上げに当たり小口利用者や大口利用者などにも十分な配慮が見られ一定の評価はいたします。その結果一般会計からの繰入金額も大幅に減少することにもなります。本来ならば公益企業は原則として、その経営に要する経費は料金収入をもって充てる独立採算性を求められておりますので今後一層の努力を期待し、賛成の意見といたします。

議案第127号「所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」至誠自民クラブを代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

公営企業会計に移行したということでありますから、今回は原価というものが総括原価方式という形で示されております。それに対する収入比率という考え方ですが、これは根本的に発想を切り替える必要があると思います。今回は審議会の答申もあり、経費回収率が95.93%ということになりました。経営改善ということ言えば100%ということも大事であります、残りの4.07%は経営改善によって達成していくという視点が必要であると思います。特に公営企業化することによって収益事業も上げられるようになったわけですから、あらゆる手段、あらゆる機会をとらえて、一般会計の繰り入れがなくてもできるようになる。さらには下水道料金を値下げするくらいの公営企業としての収益構造を力強く作っていくということを期待して賛成いたします。なお、この一般会計の繰り入れについてさまざまな議論があるわけですが、下水道というのはご承知のとおりもともとの発祥というのは伝染病の予防から始まっているのであって、下水道の普及が伝染病を起こさないという意味で、外部経済、加入者以外の方にも便益を供用しているという観点から見れば、一般会計からの繰り入れに対して云々言うというのは若干違和感を議論の中で感じましたので、その点についても申し添えます。

【意見終結】

【採 決】

議案第127号については、挙手多数、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第119号「所沢市街づくり基本方針改定委員会条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

青木委員 委員会ができた場合、市が検討した内容を委員会で議論することになるのか。

畑中都市計画課長 事務局で資料やデータ等を整理しまして、委員会では、それについてご議論いただく予定です。

青木委員 委員会で議論すべき内容は整理できているのか。

畑中都市計画課長 論点としては、人口減少が現実になったということ、総合計画といった主要な計画がここで改定されること、市内の大きな土地利用に関わるプロジェクトが実際に動き出していること、土地利用に関する法律の改正が何件か続いたということが大きな背景となっていますので、それらを整理して委員会にはお示ししたいと考えております。

松本委員 街づくり基本方針については、過去に地域ごとに状況を聞いたような記憶があるが、今回のスケジュールを伺いたい。

畑中都市計画課長 今年度、庁内に検討委員会を立ち上げるとともに、交通量調査をしています。平成30年度については、その交通量調査に基づきまして、将来道路体系を検討するという、先ほど説明しましたように論点を整理して委員会でご議論いただく予定となっております。また市民に対しアンケートを行って、その経営をふまえて年度中に素案をまとめまして、平成31年度には公表し、市民への説明会やパブリックコメントを行いまして、平成32年4月に改定したいと考えております。

荒川委員 立地適正化やコンパクトシティと交通量のネットワークなどが形づけられているが、そのようなことも念頭において改定するのか。

畑中都市計画課長 立地適正化は平成26年に制度設計をされまして、ご指摘のとおり街づくりと地域公共交通のネットワークを進める方策として示されております。人口減少が進むことが想定される中では、市としましてもコンパクトな街づくりということは論点だろうと考えております。

青木委員 これまで建設環境常任委員会で立地適正化について特定事件として審査してきたが、その審査内容も組み入れて改定するのか。

畑中都市計画課長 さまざまな意見等については、それぞれ参考にさせていただければと考えております。

石本委員

総合計画に関する審議会等の委員を兼ねる委員を想定しているのか。

畑中都市計画

具体的にどの委員会がということではありませんが、市の審議会等の委

課長

員をされている方をお願いしたいと現時点では考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第119号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第120号「所沢都市計画東所沢ところざわサクラタウン周辺地区
地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

荒川委員

A地区の容積率は300%、B地区は200%、C地区は200%と既に都市計画決定されていたものを、ここで条例化するということが、委員会の中で、違反すると建築確認を取り消すことも可能ということであったが、根拠は建築基準法のどの部分になるのか。

保坂建築指導
課長

建築基準法第6条の建築確認の規定でございます。建築主が建築物を建築する際には確認申請を提出して建築主事の確認を受けなければならないという規定ですが、確認を受けるに当たり建築基準法に基づく条例の規定も審査対象となっておりますので、これに適合していなければならないこととなります。

荒川委員

この条例ができると民間の機関に通知はされるのか。

保坂建築指導
課長

この条例が議決された後に民間確認検査機関には条例制定について通知したいと考えております。

石本委員

この地区計画の条例が議案として提出されるまで1年以上あったと思

うが、なぜ時間がかかったのか。

保坂建築指導
課長

昨年8月に地区計画が策定された後、条例化については検討していたところでしたが、まだところざわサクラタウンの計画が固まっていませんでしたので、地区計画の中のどの項目を条例化するかが絞れませんでした。ここで計画もほぼ固まったことから、この時期に提案させていただいたものです。

荒川委員

ランドマーク的な建物の高さについて伺いたい。

保坂建築指導
課長

今回のCOOL JAPAN FOREST構想の拠点施設となるとところざわサクラタウンですが、中心となる施設ということでランドマーク的なものを建築するとなると、建物の高さもある程度必要ということで高さの上限を上げたものです。

荒川委員

60mに上げたが実際には42mで設計されているのか。

保坂建築指導
課長

計画している建築物の高さは、平均地盤面から約42mです。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第120号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第126号「所沢市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

谷口委員

議案資料ナンバー1の68ページに「市が官公署の書類の閲覧等により収入状況を把握する。」と記載されているが、具体的にどのような動きを市は考えているのか。

遠藤市街地整
備課長

官公署の書類閲覧に関してでございますが、入居者の方々には毎年収入申告をしていただきます。今回は収入申告ができない方に対する条例改正でございますので収入のわかる書類を確認します。具体的には課税証明書や非課税証明書になります。

荒川委員

現在入居している方が、年を重ねるにつれて認知症になってしまうようなことを想定しているのか。

遠藤市街地整
備課長

今回の改正ですが、新規の場合、入居の審査の段階でおおよそわかりませんが、入居されている方は、年を重ねるごとに認知症等が進む場合もございますので、そのようなケースを想定してございます。

荒川委員

認知症の方が、新たに入居申請することは考えていないのか。

遠藤市街地整
備課長

認知症の方がお一人の場合は難しいと考えます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第126号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当
委員会所管部分（街づくり計画部所管部分）

【補足説明】

【質 疑】 な し

【意見・採決保留】

休 憩 （午後2時34分）

（説明員交代）

再 開 （午後2時35分）

○議案第131号「市道路線の認定について」

【補足説明】

【質 疑】

桑島委員

開発業者はどこか。

池田建設総務
課長

株式会社住協です。

荒川委員

ここは土砂崩れ警戒区域のような傾斜地か。

池田建設総務
課長

傾斜しておりますが指定されている場所ではありません。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第131号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第132号「市道路線の認定について」

○議案第133号「市道路線の廃止について」

入沢委員長

議案第132号と議案第133号については、一括議題としてよろしいか。(委員了承)

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

廃道敷の付け替え道路については市に寄附をされるとのことだが、この寄附については何らかの確認をとっているのか。

池田建設総務
課長

こちらにつきましては都市計画法第32条協議におきまして市に新設道路として帰属することが確約しているところです。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第132号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第133号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第134号「市道路線の変更について」

【補足説明】

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第134号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当

委員会所管部分（建設部所管部分）

【補足説明】 な し

【質 疑】

荒川委員

これは平成28年度決算で繰り越されて配分されたと思うが、この話は
財政課からあったのか。

池田建設総務
課長

財政課から金額提示がございました。

【議案第116号 建設部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 （午後2時40分）

（説明員交代）

再 開 （午後2時47分）

○議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当

委員会所管部分

【意見】

石本委員

議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」当委員会所管部分について意見を申し上げます。

みどり推進費、里山保全地域等指定整備事業、29万6,000円についてです。今回の不動産鑑定料は再三にわたり一般質問がされてきた三ヶ島の墓地問題を解決するため公有地化するための不動産鑑定料を計上するためのものです。「所沢しみどりの基本計画」では狭山丘陵一帯のみどりの保全を目的に狭山丘陵保全配慮地区を設定しており、今回の墓地計画がそのまま進み墓地が完成したら景観等を著しく損なうものであり、そのことは所沢の財産を毀損することにつながります。その意味では今回の公有地化は意味があると思います。この間先方の大聖寺などと交渉されてきた担当課の職員の間までのご苦勞に対しても敬意を表しますとともに今後の交渉もさらなるご努力をお願いし、一日も早い公有地化を実現してください。また今回の公有地化については市民のご協力も賜りたい旨の答弁もありました。市民との協力で少しでも安い税投入で済むことにも尽力してください。

しかし市街化調整区域では相続等の理由でやむを得なく林などの土地を手放さざるを得なくなりその際に市に購入してもらうことによりそれまで守ってきたみどりを守ろうとする方もいます。しかし、厳しい財政を

理由に市が断っていることも事実です。そうした方々からすれば今回の公有地化に対し公平性の担保に関し疑問の声が出てきても不思議ではありません。こうした点についても今後十分留意していただきたいことを述べて意見といたします。

谷口委員

会派未来を代表して、議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」、里山保全地域等指定整備事業の不動産鑑定料29万6,000円に関連して、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の補正予算は三ヶ島2丁目墓地計画地の公有地化に向けた第一歩と認識しており、この動きについては歓迎し、まずは、ねばり強く土地所有者に公有地化を働き続けた執行部の皆様に対しまして敬意を表します。

今後、公有地化に向けた話がより進捗し、具体的な資金調達の検討に至った際には、できる限り所沢市を含めた税金投入を最小限にするため、地元等の環境保全団体へ最大限の協力を求めながら、所沢市としては、クラウドファンディングや、ふるさと納税等の手法で、全国レベルで広く情報発信を行いながらの資金調達を企画・実施し、併せて自然豊かで大変貴重な狭山丘陵のさらなるブランド価値向上も目指しながら、働きかけることを求め賛成と致します。

桑島委員

至誠自民クラブを代表して議案第116号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」に賛成の立場から意見を申し上げます。

今回、里山保全地域と指定整備事業について、不動産鑑定料が計上されるということで、公有地化に向けて一歩前進した動きが見られることは大変喜ばしいことではございます。

しかし、所沢市の公有地化の買い取りということについて、無計画で行き当たりばったりという姿勢が、こういった大騒動を起こした原因とも言えるかもしれません。なぜならば、そもそもこれだけみどりの価値が高い場所は、最初から市が率先して公有地化を検討しておけば、ここまでの大騒動にはならなかったはずで、これまでの公有地化に当たってもみどりの価値というものを評価しないで、こういう形での公有地化をやってきたということがいらぬ手間をとった原因ではないかということです。まずは全市的にみどりの価値をしっかりと確信的に評価して、優先順位をつけると、相続が出たから買う、申し出があったから買うのではなくて、貴重なみどりは率先して評価して買うという姿勢に転換していただくということを願って賛成いたします。

【議案第116号当委員会所管部分 意見終結】

【採 決】

議案第116号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙２の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午後２時５０分）

別紙 2

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成29年第4回（12月）定例会

建設環境常任委員会

- 1 環境との共生について
- 2 環境保全について
- 3 みどりの保全・公園の整備について
- 4 廃棄物の減量・資源の循環について
- 5 住宅・住環境について
- 6 市街地整備について
- 7 土地利用について
- 8 道路について
- 9 健全な水環境の保全《河川・水路》について
- 10 上水道について
- 11 下水道について